令和

北九州市エコタウンセンター使用料減免申請書

北九州市長 武内 和久 様

北九州市エコタウンセンターの使用料の減免について、次のとおり申請します。

なお、この申請書の記載事項について、事実と相違ないことを誓約するとともに、裏面記載の申請資格を満たす ことを誓約します。

また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うこと、裏面記載の使用の条件を遵守することおよび許可内容について、すべて承諾します。

申請者	住 所	Ŧ
(※法人・自治組	(sb) がな) 氏 名	
織等は団体名と代 表者名を記載)	生年月日	明·大·昭·平·令 年 月 日 性 別
	電話番号	

使用施設	事務室(m³) セミナールーム(A B C D E)							
	休憩室(室)	実験室	実験槽	(1 2 3	4 5	6 7)	
使用設備	液晶プロジェ	クター	(台)	スクリーン	(台)	
	ビデオカセッ	トレコー	ダー (台)	拡声装置	(台)	
	ワイヤレスマ	イク(ハ	ンド型) (本)	廃水処理設備	莆		
使用目的								
(会議・実験名等)								
使用内容								
(会議・実験内容等)								
使用期間	令和 年	月	日(曜日)	時	分から			
(使用年月日)	令和 年	月	日(曜日)	時	分まで			
使用申請年月日	令和 年	月	目					
使用許可年月日	令和 年	月	目					
	(1) 市が主催する行事に使用する場合							
減免理由	(2) 市が共催する行事に使用する場合							
	(3) その他 (※別紙理由書のとおり)							
備考								

- * 共催の場合は、「共催承諾書」を添付してください。
- * 主催・共催以外の理由で減免申請を行う場合は、理由書(詳細)を添付してください。
- * 法人や自治組織等の団体については役員名簿を添付すること。

起案日:	担当者	係長	課長
決裁日:			

申 請 資格

北九州市エコタウンセンターの使用の申請にあたっては、北九州市暴力団排除条例(平成22年北九州市条例第19号)第6条により、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらないことを要する。

使用の条件

- (1) 使用の承認を行った施設の使用中に自己又は第三者に生じた損害については、市は責任を負わない。
- (2) 善良な管理者の注意をもって当該施設を維持管理すること。もし、故意又は過失により損害を与えたときは、市に損害賠償しなければならない。
- (3) 当該施設の使用中、その近隣住民等からの苦情若しくは要望又は当該物件内の不法投棄等があった場合は、自己の責任において速やかに解決しなければならない。
- (4) 当該施設の使用中、住所、氏名、連絡先及び地位等の重要事項について変更が生じたとき、当該物件の全部又は一部が減失又は毀損したときは、市に対し書面により速やかに届け出なければならない。
- (5) 第三者に当該施設を転貸し、又は使用する権利を譲渡してはならない。
- (6) 市の承認なくして、使用目的を変更し、又は当該施設の原状を変更してはならない。
- (7) 当該施設を風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これらに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用、及びその他近隣住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。
- (8) 第2号から前号までの条件に違反したときは、市は使用許可を取り消すことができる。この場合において、 既納の使用料は返還しない。
- (9) 使用の許可後、申請者が虚偽の申請を行ったことが判明したとき、又は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したときは、市は使用許可を取り消すことができる。この場合において、既納の使用料は返還しない。
- (10) 使用期間が満了し、又は第8号若しくは前号により使用許可が取り消されたときは、自己の負担において、原状に復したうえ市に返還しなければならない。
- (11) 市において当該施設を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は当該施設を買受人に引き渡すため必要とするときは、使用期間中であっても使用許可を取り消すことができる。
- (12) 使用者において正当な理由がある場合を除き、その責に帰すべき理由によって、使用期間の短縮等の変更があっても、既納の使用料は返還しない。
- (13) その他、使用に関しては市と十分協議し、市の指示に従うこと。